

閲覧用

令和6年 第3回
神埼市農業委員会 定例総会議事録

令和6年3月5日
神埼市農業委員会

令和6年 第3回 神崎市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年3月5日（火）午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 3階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 11名

欠席委員 2名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	野田 豊	出
3	委員	嘉村尚文	出
4	委員	宮地恆代	欠
5	委員	中原和之	出
6	委員	貞島清秀	出
7	委員	重松秀明	出
8	委員	野副高司	出
9	委員	樋口康明	欠
10	委員	井手元博	出
11	委員	島崎元次	出
12	委員	田中郁英	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

10番 井手元博委員 11番 島崎元次委員

日程第2 会議書記の指名

事務局 事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件
議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく神崎市農用地利用集積計画 所有権移転関係について 1件
議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく神崎市農用地利用集積計画 利用権設定関係について 19件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
4件

（開会）

事務局長

皆様、おはようございます。

本日も委員の皆様にはお忙しい中にご出席いただき、大変ありがとうございます。

本会におきましては、感染症等拡大防止に心掛け、円滑な議事の進行などご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和6年 第3回神崎市農業委員会定例総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

会 長

皆様おはようございます。3月に入りましてあちこちで菜の花が咲いていますが、みつばちが死ぬと人間は滅亡すると言葉があったのを思い出して、家の前の菜の花が咲いているのをじいっと見てみましたらみつばちが毎年のように来ていました。やっぱり虫たちは季節を知ってるねと、そういった想いをしたところでした。

まだまだ朝晩は冷えこみますので、皆様におかれては体調管理に十分気をつけてください。

それでは、只今から令和6年 第3回 神崎市農業委員会総会を開会します。

（総会の成立）

事務局長

本日の出席委員は11名です。

4番 宮地委員、9番 樋口委員より、欠席のご連絡を受けております。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、10番 井手委員と11番 島崎委員を指名します。
よろしくをお願いします。

議長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第6号までの、6議案の 34件です。
報告は、報告第1号の 4件です。
ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくをお願いします。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いします。(議案第1号 申請番号1番は申請者の出席を求めず)

(議案第1号 申請者の出席は求めず)

(議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 農地法第5条関係)

議長

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について議題とします。 申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書により説明】

議案第1号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について説明いたします。

申請地の所在は神埼町鶴 字〇〇 〇〇番〇〇 の外1筆の田2筆
479㎡であります。

変更前、変更後の転用目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

変更の理由につきましては、隣接する工場が揮発系の溶剤を使う業種であって今回規模拡大を計画されており、シンナー臭が強くなることが予想されることから、当初の転用目的である〇〇の実施が難しくなったところ、この近隣にて事業をされている方の規模拡大に伴い、〇〇の確保を求めてあったので、その目的での事業計画変更を申請するものであります。

変更後の事業計画については、次の議案第2号での審議をお願いする予定であります。 以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号1番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も地区担当の推進委員、申請者とともに2月29日に現地の状況や計画変更の内容を確認しましたが、今回の変更はやむおえないと考えられます。 皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり承認します。

(議案第2号 申請番号1番は申請者の出席を求めず)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

議案書の4ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、申請番号1番を議案書により説明】

申請地の所在は神埼町鶴 字〇〇 〇〇番〇〇の外1筆の田2筆 479㎡であります。 転用目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、5ページと6ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号1番について、地区担当委員のご意見ををお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第2号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者とともに2月29日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

委 員

先ほどの変更申請の資料とともに確認しますが、この転用申請の事業費が変更前の事業費より多くなっているのは、単に事業費が高くなった

ということですか。

事務局

はい、そうです。

(他に質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 2 号、申請番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第 2 号 申請番号 2 番は申請者の出席を求めず)

(議案第 2 号 農地法第 5 条関係)

議 長

次に申請番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 2 号、申請番号 2 番を議案書により説明】

申請番号 2 番、申請地の所在は神埼町的 字〇〇 〇〇番〇〇の外 1 筆の田 2 筆 6 7 2 m²であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては平成 2 3 年 1 2 月に決定済であり、農地区分につきましては、宅地化の状況が住宅の用に供する施設が連担している区域に近接する区域内にある農地の区域でその規模が概ね 1 0 h a 未満に該当することから第 2 種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、7 ページと 8 ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書が添付されており、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号2番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第2号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲は住宅に囲まれていますし、地域の営農には支障が無いと思われて、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、申請番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第3号 申請番号1番は申請者の出席を求めず)

(議案第3号 農地法第4条関係)

議 長

議案書の9ページをお願いします。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、申請番号1番を議案書により説明】

農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1号、申請地の所在は神埼町志波屋 字〇〇 〇〇番〇〇の畑
1筆 84㎡であります。

転用の目的や理由、申請者、施設の用途や資金などは記載のとおりです。
農地区分につきましては、住宅の用に供する施設が連担していることから第3種農地と判断します。 また、転用許可基準につきましては、許可し得ると判断します。

位置図などにつきましては、10ページと11ページに添付しております。
その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

また今回の申請地につきましては既に転用行為が行われているために追認での申請となり、顛末書を提出され反省されております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号1番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第3号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地が農地とはわからずに倉庫を建てたということで、今回判明したので申請されたということです。

追認案件でありますので反省し顛末書を提出されてあります。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第3号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第3号 申請番号2番は申請者の出席を求めず)
(議案第3号 農地法第4条関係)

議 長

次に申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、申請番号2番を議案書により説明】

申請番号2番、申請地の所在は神埼町本告牟田 字〇〇 〇〇番〇〇の
田1筆 362㎡であります。

転用の目的や理由、申請者、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象
となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と
判断します。 また、転用許可基準につきましては、周辺の他の農地に立
地することが困難な場合には許可し得るに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、12ページと13ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などが添付されてお
ります。

また今回の申請地につきましては既に転用行為が行われているために
追認での申請となり、顛末書を提出され反省されております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号2番について、地区担当委員のご意見
をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第3号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転
用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適している土地で周囲
の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので
問題は無いと思います。

また今回は追認案件であり顛末書を提出されてあります。 既に〇〇と
して使用されていましたが反省もされておりましたので、みなさまのご
審議をよろしくをお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 3 号、申請番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第 4 号 農地法第 3 条関係)

議 長

次に、議案書の 1 4 ページをお願いします。

議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 4 号、議案書を基に説明】

農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。 今回は 9 件ございます。

1 番については、譲り受け人が規模拡大で自宅近くの農地を売買で譲り受けるものであります。 位置図は 1 7 ページです。

2 番については、不在地主の農地を、一括して同地区の農業者が売買で譲り受けるものであります。 位置図は 1 8 ページです。

3 番と 4 番については、農事組合法人構成員である農業者が売買で農地を譲り受けるものであります。 位置図は 1 9 ページです。

5 番と 6 番については、新規就農者が農地を売買で譲り受けて営農開始するもので、どちらも事前に地区での協議がなされて、了承されております。 位置図は 2 0 ページ、2 1 ページです。

7 番については、佐賀市境にある佐賀市〇〇の所有者の農地について、今の借り受け人である佐賀市〇〇の認定農業者が売買で譲り受けるものであります。 位置図は 2 2 ページです。

8 番と 9 番については、事業所隣接の農地を売買で譲り受けて、営農協力者とともに経営規模拡大するものです。位置図は 2 3 ページです。

許可申請の要件は、農地法第 3 条の各号にある許可基準を満たしております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

事務局

今回は件数が多かったのですが、農事組合法人の中心的構成員が譲り受けられるケースが見受けられましたし、新規就農の方については事前に地区とのお話しされていて前もって地区の同意も得られていました。これについては委員さんから事務局へ情報をいただいたケースでもありました。

議 長

受け継がれた農地はよかったんですが、これに関しては、各地区で次の世代に譲り渡せない、譲り受けたくないという農地が増えているということなんです。子が遠方に住んでいるので農地は要らないとか、地区でも狭い未整備の農地は作り手がいないとかですね。高齢の所有者が、どうやって農地を次の方に繋いだり処分すればいいのか、本当にこれが問題だと思います。

(ここで委員数人より農地の相談事例が話される。意見交換する)

事務局

ありがとうございます。事務局として切にお願いしたいのは、先ほど各委員が話していただいた活動の内容を、ぜひ活動記録簿にて書き留め、事務局へご提出いただきたいと思います。そして皆様や推進委員さんとの間で情報交換して、次の活動へと繋げていただければと思っています。これからもよろしくお願いします。

(ここで未相続農地解消についての話題となる。意見交換する)

(他に質疑無し)

議 長

また、別途意見交換の時間を取りたいと思います。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第4号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第5号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の24ページをお願いします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

農業経営基盤強化促進法等の一部改正法の規定に基づく神崎市農用地利用集積計画 所有権移転関係について説明いたします。

これは、佐賀県の農地中間管理機構である佐賀県農業公社の受託事業で、農地の譲り渡し人の申出により、農地のあっせん売買を委ねられた農振・農用地区域内の農地について、地区担当委員などによる調整活動を経て、地域の担い手農業者などへ農地を集積・集約する目的で行うものであります。

議案書の左から、申請農地の所在、地番、地目、面積、10a当たりの価格、譲り渡し人、譲り受け人、利用目的、売買価格、そして移転や引渡の時期となっております。

1番につきましては、2月の定例総会でご承認いただき、佐賀県農地中間管理機構である佐賀県農業公社が一時買入れた農地について、この地区の認定農業者を譲り受け人とするものであります。

位置図は25ページに添付しております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑など無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第5号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

(議案第6号 基盤強化促進法 農用地利用集積計画 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第6号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

(総括表の説明)

議 長

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第6号、議案書の総括表を基に説明】

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、本定例総会での議決を求めるものであります。

議案書1ページの利用権設定関係総括表を説明いたします。

神埼町、新規5件、再設定2件の計7件 内訳は、田14筆の 35, 087 m²と畑4筆の 4, 643 m² 計18筆の 39, 730 m²

千代田町、新規3件、再設定1件の計4件 内訳は、田13筆の 16, 724. 03 m²

脊振町、再設定8件 内訳は、田14筆の 19, 805 m²と畑4筆の 1, 727 m² 計18筆の 21, 532 m²

神埼市の合計は19件 内訳は、田41筆の 71, 616. 03 m²と畑8筆の 6, 370 m² 計49筆の 77, 986. 03 m²となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページからの農用地利用集積計画、神埼町新規の申出に

ついて審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 6 号、議案書を基に説明】

議案書 2 ページと 3 ページの、神埼町新規の申出について説明いたします。

申請内容は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、設定する利用権の種類、貸付人、借受人、そして利用目的、借賃料、設定の始期、終期となっております。

設定する内容は3ページにございます、田10筆の 25,414㎡と畑4筆の 4,643㎡、計14筆の 30,057㎡であります。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

委 員

申請の中にありますが、地区のNPO法人が受け手になっている件は、この地区では今はコスモスやひまわりを植えてありますね。

法人の代表は前区長がしていて、あの土地は農業法人が作ったり遊休地になったり、時には植木屋が石を置いたりしていたんで、去年やっと今のようになって、今後も活用されるのはいいことだと思います。

事務局

委員からのご説明ありがとうございます。

(他に質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書4ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定の申出について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第6号、議案書を基に説明】

議案書4ページの、神埼町再設定の申出について説明いたします。

設定する内容は、田4筆の 9,673㎡であります。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書5ページからの農用地利用集積計画、千代田町新規の申出について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第6号、議案書を基に説明】

議案書5ページと6ページの、千代田町新規の申出について説明いたします。

設定する内容は、田5筆の 6,962㎡であります。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書7ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定の申出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第6号、議案書を基に説明】

議案書7ページの、千代田町再設定の申出について説明いたします。

設定する内容は、田8筆の 9, 762.03㎡であります。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

次に、議案書 8 ページからの、農用地利用集積計画、脊振町再設定の申出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 6 号、議案書を基に説明】

議案書 8 ページから 11 ページの、脊振町再設定の申出について説明いたします。

設定する内容は、11 ページにございます、田 14 筆の 19,805 m²と畑 4 筆の 1,727 m²、計 18 筆の 21,532 m²であります。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

委員

使用貸借権っていうのは無料ってことですよ。それとこれは回答はいいのですが脊振では物納のケースが多いですね。

事務局

使用貸借権は農地の活用する権利を設定するものです。脊振では耕作だけでなく維持管理作業をお願いされることもあると思っております。

議長

山間は圃場も狭く、山際や法面の管理も平坦地とは比べられないくらい大変ですからね。他に質疑ありませんか。

(他に質疑等無し)

議長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町再設定の申出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてご報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農地中間管理事業法や農業経営基盤強化促進法による賃貸借権などの利用権設定の合意解約で、農地の売買、所有権移転のため行われたものであります。報告は以上です。

議長

説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議長

それでは報告第1号については以上で終わります。

議長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第3回神崎市農業委員会総会を閉会します。ご審議ありがとうございました。

10時30分 閉会